

苫小牧工業高等専門学校における人を対象とする研究倫理審査委員会規程

規則第111号

制 定 平成31年1月24日

一部改正 令和元年12月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）における人を対象とする研究に関する倫理規程第5条第2項の規定に基づき、人を対象とする研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、人を対象とする研究（以下「研究」という。）に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 研究計画の審査に関すること。
- 二 研究の倫理的問題に関すること。
- 三 研究の安全性に関すること。
- 四 その他社会の理解を得た適正な研究の実施の確保に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長（研究主事）
 - 二 地域共同研究センター長
 - 三 地域共同研究副センター長
 - 四 倫理及び法律を含む人文・社会科学の有識者 若干名
 - 五 医学・医療の専門家等，自然科学の有識者 若干名
 - 六 一般の立場の者 若干名
 - 七 その他校長が指名した者 若干名
- 2 委員のうち，2名以上は本校の教員以外の者とする。
- 3 委員は，男女両性を含まなければならない。

(任期)

第4条 前条第四号から七号に掲げる委員は，校長が委嘱し，任期は原則として2年とする。ただし，再任は妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き，副校長（研究主事）をもって充てる。

- 2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。
- 3 委員長が不在のときは，あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(保存)

第6条 委員会における審査の過程の記録は、10年間保存するものとする。

(議事)

第7条 委員会は、第3条第1項第四号から六号までの委員が出席し、同条第2項及び第3項の要件を満たし、かつ、5名以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 議事は、原則として全会一致で決するものとする。

3 審査の対象となる研究計画に関係する委員は、当該研究計画の審査または議決に加わることができない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(公開)

第10条 委員会の組織に関する事項や運営に関する規則、委員の氏名、委員の構成及び議事要旨は、公開するものとする。ただし、議事要旨のうち研究対象者の人権、研究の独創性、知的財産権の保護または競争上の地位の保全のため非公開とすることが必要な部分については、この限りではない。

(迅速審査)

第11条 委員長は、次の各号のいずれかの審査申請があったときは、委員長が指名する委員と協議の上判定することができる。

一 研究計画の軽微な変更の審査

二 共同研究であって、既に主たる研究実施機関において倫理審査委員会の承認を受けた研究計画を本校において実施しようとする場合の実施計画の審査

三 研究対象者等に対して最小限の危険（日常生活や日常的な医学的検査で被る身体的、心理的、社会的危険の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。）を超える危険を含まない研究計画の審査

(委員会の事務)

第12条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年1月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月18日から施行する。